

# サンセット牛之浜景勝地「道の駅」

## 基本計画



令和4年3月

「サンセット牛之浜景勝地」の道の駅基本計画策定委員会

## 【 目 次 】

はじめに

|                           |    |
|---------------------------|----|
| 第1章 「道の駅」の概要              | 1  |
| 1.1. 基本コンセプトと機能           | 1  |
| 1.2. 施設構成                 | 2  |
| 1.3. 整備主体と整備方法            | 3  |
| 第2章 計画地の概要                | 4  |
| 2.1. 計画地の位置               | 4  |
| 2.2. 計画地の特性               | 4  |
| 2.3. アクセス道路条件             | 6  |
| 第3章 「道の駅」整備の基本方向          | 7  |
| 3.1. 「道の駅」の整備コンセプト        | 7  |
| 第4章 導入機能・施設               | 9  |
| 4.1. 導入機能                 | 9  |
| 4.2. 導入施設・整備区分            | 10 |
| 4.3. 敷地の制約条件を踏まえた機能導入の可能性 | 11 |
| 第5章 施設規模                  | 12 |
| 5.1. 施設規模の算定方針            | 12 |
| 5.2. 施設規模の算定              | 13 |
| 第6章 施設配置計画                | 19 |
| 6.1. 建築物等の設定              | 19 |
| 6.2. 施設配置計画               | 20 |
| 6.3. 建築物レイアウト計画           | 22 |
| 第7章 防災機能の導入               | 24 |
| 7.1. 防災機能導入計画             | 24 |
| 第8章 脱炭素に向けた取組             | 29 |
| 第9章 整備・管理運営手法             | 30 |
| 9.1. 「道の駅」の整備主体           | 30 |
| 9.2. 「道の駅」の整備・管理運営手法      | 30 |
| 第10章 概算事業費等               | 32 |
| 10.1. 概算事業費               | 32 |
| 10.2. 今後のスケジュール           | 33 |
| 第11章 整備イメージ               | 34 |

## はじめに

阿久根市では、令和2年3月に策定した「阿久根市まちづくりビジョン」の中で基本目標の一つとして『地域の魅力が広がる「つながり」のまち』を掲げ、高規格幹線道路である南九州西回り自動車道の整備に伴い、南九州西岸地域のつながりがこれまで以上に強固なものになることを見据え、交流拠点施設となるサンセット牛之浜景勝地「道の駅」の整備に向けた取組を進めることとしています。

これに先駆け、令和元年7月には、南九州西回り自動車道の整備を契機として（仮称）大川インターチェンジ付近に、第一次産業はもとより製造業、観光業など幅広く本市の関連産業の振興を図るとともに、緊急時における地域防災拠点としての機能を併せ持つ道の駅を整備するため、“みどこい溢れる南九州西岸を楽しみ、元気になり地域がつながる道の駅”を整備コンセプトとする「サンセット牛之浜景勝地「道の駅」全体構想」（以下、「全体構想」という。）を策定しました。

本基本計画は、「道の駅」の実現に向けた今後の取組をさらに推進していくため、全体構想に基づき、導入施設の機能や規模、整備・管理運営手法に加えて、防災機能や脱炭素に向けた取組などの検討事項を整理することを目的として策定するものです。

なお、計画策定に当たっては、多角的な視点から検討を行うことを目的に、様々な見識を持つ有識者等11名からなる「サンセット牛之浜景勝地」の道の駅基本計画策定委員会」を設置し、検討事項の整理を行いました。

---

# 第1章 「道の駅」の概要



長距離ドライブが増え、女性や高齢者のドライバーが増加するなかで、道路交通の円滑な「ながれ」を支えるため、一般道路にも安心して自由に立ち寄り、利用できる快適な休憩のための「たまり」空間が求められています。

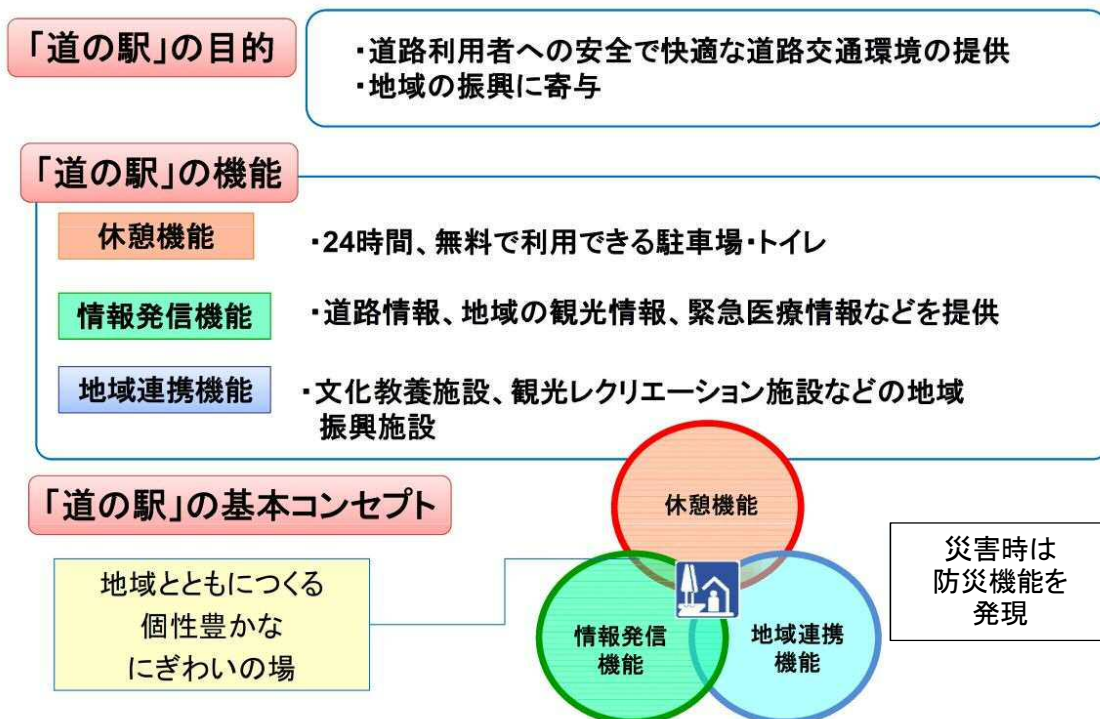
また、価値観の多様化により、個性的で楽しい空間が望まれており、これら休憩施設では、沿道地域の文化、歴史、名所、特産品などの情報を活用し、多様で個性豊かなサービスを提供することができます。

さらに、これらの休憩施設が個性豊かなにぎわいのある空間となることにより、地域の核が形成され、活力ある地域づくりや道を介した地域連携が促進されるなどの効果も期待されます。

このようなことを背景として、道路利用者のための「休憩機能」、道路利用者や地域の方々のための「情報発信機能」、そして「道の駅」をきっかけにまちとまちとが手を結び活力ある地域づくりを共に行うための「地域連携機能」、の3つの機能を併せ持つ休憩施設「道の駅」が平成5年4月に誕生しました。

## 1.1. 基本コンセプトと機能

国土交通省が示す「道の駅」の基本コンセプトは、「地域とともに作る個性豊かなにぎわいの場」とされ、施設は、駐車場やトイレ等の「休憩機能」、道路情報や地域の観光情報等を提供する「情報発信機能」、文化教養施設や観光レクリエーション施設などの「地域連携機能」の3つの機能で構成されています。また、最近の「道の駅」においては、災害時に「防災機能」を発揮することも求められつつあります。



出典) 国土交通省ホームページ

図 1-1 「道の駅」の基本コンセプト

## 1.2. 施設構成

「道の駅」は、国土交通省の登録制度です。基本機能である「休憩施設」「情報発信施設」と付加機能である地域の自主的工夫による「地域振興施設」の3つの施設で構成されています。なお「道の駅」の登録には、「休憩施設・情報発信施設」（基本機能）の設置が必須です。

表 1—1 「道の駅」の施設構成

| 施設内容   | 具体的内容                    |
|--|--------------------------|
| 休憩施設   | 駐車場、トイレ                  |
| 情報発信施設   | 道路情報、観光情報、インフォメーションコーナー等 |
| 地域振興施設   | 農産物直売所・加工所、地場産品を使用した食堂等  |
| <b>【提供サービス】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 駐車場：24時間利用可能で、利用者が無料で利用できる十分な容量の駐車場</li> <li>・ トイレ：清潔で24時間利用可能で、多機能トイレも設置</li> <li>・ 情報発信施設（案内サービス）：原則、案内人がいて道路や地域情報を提供</li> <li>・ 地域振興施設：特産品等販売機能や交流機能等を活用したサービスを提供</li> </ul> |                          |

表 1—2 「道の駅」の登録要件

| 項目     | 登録要件  |
|--------|---|
| 設置位置   | ● 休憩施設としての利用のしやすさや「道の駅」相互の機能分担の観点から、適切な位置であること。   |
| 施設構成   | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 休憩目的の利用者が無料で利用できる十分な容量の駐車場と清潔なトイレを備えるとともに、それらの施設及び施設間を結ぶ主要な歩行経路のバリアフリー化が図られていること。</li> <li>● 乳幼児に対する授乳やおむつ交換台が備わっていること。（ベビーコーナー）</li> <li>● 利用者に多様なサービスを提供する施設であって、道路及び地域に関する情報を提供する案内所又は案内コーナーがあるものが備わっていること。（案内・サービス施設）</li> </ul> |
| 提供サービス | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 駐車場、トイレ、ベビーコーナー、電話は24時間利用可能であること。</li> <li>● 案内・サービス施設には、原則として案内員を配置し、親切な情報提供がなされること。</li> </ul>   |
| 設置者    | ● 案内・サービス施設の設置者は、市町村又は市町村に代わり得る公的な団体であること。  |
| 配慮事項   | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 女性・年少者・高齢者・身障者・妊婦や乳幼児連れなど様々な人の使いやすさに配慮されていること。</li> <li>● 施設計画は景観に十分配慮し、特に景勝地にあつては、地域の優れた景観を損なうことのないよう計画されていること。</li> </ul>  |

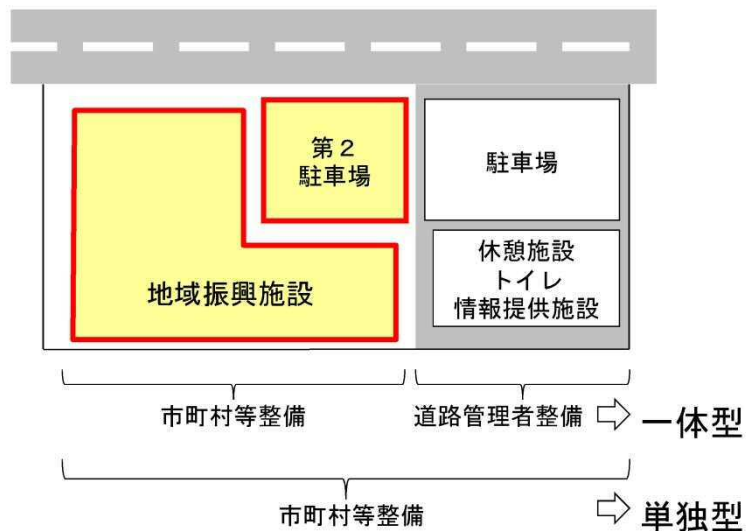
出典)「道の駅」登録・案内要綱

### 1.3. 整備主体と整備方法

「道の駅」は市町村又はそれに代わり得る公的な団体（以下、「市町村等」という）が設置することとされています。また、登録は、市町村長が登録申請し、道路管理者を経由し、国土交通省が登録します。

整備方法には、道路管理者と市町村等が役割を分担し、共同で整備を行う「一体型」と、市町村等で全ての整備を行う「単独型」の2つがあります。

サンセット牛之浜景勝地「道の駅」は、南九州西回り自動車道の休憩施設としての役割も有していることから「一体型」を目指すこととします。



出典) 国土交通省ホームページ

図 1-2 「道の駅」の整備主体と整備内容

## 第2章 計画地の概要



### 2.1. 計画地の位置

サンセット牛之浜景勝地「道の駅」は、阿久根市大川地区への整備を計画しています。

本計画地は国道3号に面しており、また、現在、国において整備着手している南九州西回り自動車道にも接道する予定であり、本道路が開通した際には、南九州西回り自動車道大川 IC（仮称）及び国道3号からの車両進入を想定しています。



図 2-1 サンセット牛之浜景勝地「道の駅」の計画地

### 2.2. 計画地の特性

#### (1) 牛之浜海岸

サンセット牛之浜景勝地「道の駅」の計画地は、県指定文化財「名勝牛之浜海岸」（以下参照）に隣接しています。

東シナ海に面する奇岩奇礁の乱立する海岸で、海の向こうに甌島を望む景勝地です。海岸に露出する岩石は、緑色凝灰岩や泥岩、砂岩の層がいくつも複雑にからみあったメランジ推積物として美しい文様が見られ、地質学的にも貴重な地域だといわれています。



写真：牛之浜海岸 出典) 阿久根市観光サイト

(2) 周辺土地利用と地形

計画地は、国道3号沿線の丘陵部に位置し、計画地の南東側には大川地区の集落が立地しているものの、周辺地区のほとんどが丘陵地形の山林や農地となっています（下図参照）。

また、計画地周辺は丘陵地形ですが、国道3号との間は比較的急峻ながけ地となっています。

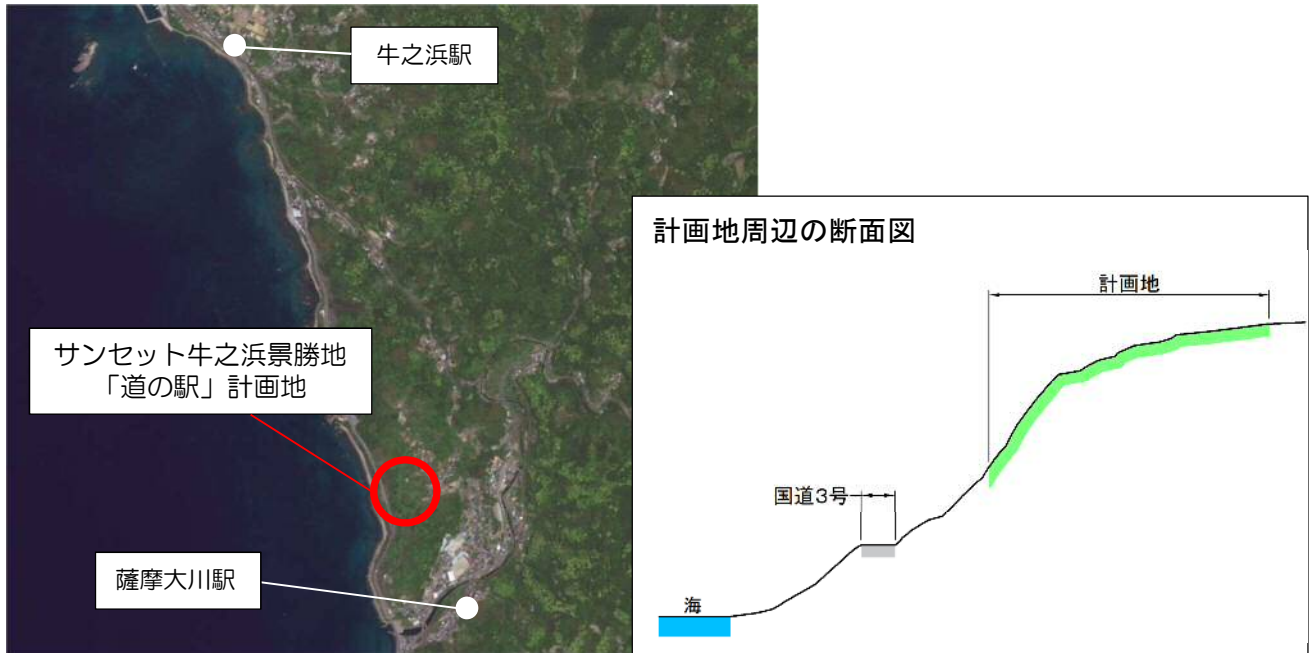


図 2-2 計画地周辺の現況

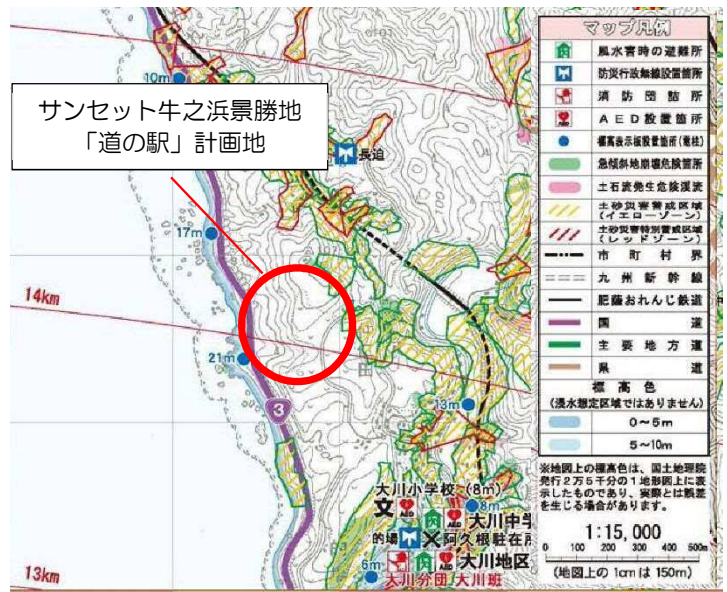
(3) ハザードの状況

計画地には、右図に示すように土砂災害警戒区域（急傾斜地の崩壊・土石流）などのハザードはない状況です。

(4) 景観特性

計画地は、前面にほぼ 180 度の視界で海が眺望可能な良好な景観を有します。

また、現在は背面等には山林や農地が広がり、緑豊かな景観となっていますが、将来的には、南九州西回り自動車道の整備により、法面や車線などの人工的な景観が形成されることが予想されるため、景観的配慮が必要となります。



出典) 阿久根市防災マップ (統合版)

図 2-3 大川地区ハザードの状況



### 2.3. アクセス道路条件

サンセット牛之浜景勝地「道の駅」へのアクセス道路は、南九州西回り自動車道大川 IC（仮称）と一体的な整備となることから、現在、国土交通省九州地方整備局鹿児島国道事務所において検討中であり、道の駅に対して1路線でのアクセスとした場合と、2路線でのアクセスとした場合の2つの案で検討が進められています。

そのため、本基本計画では、下図に示す2つの候補について、それぞれ道の駅の施設配置計画を検討しています。

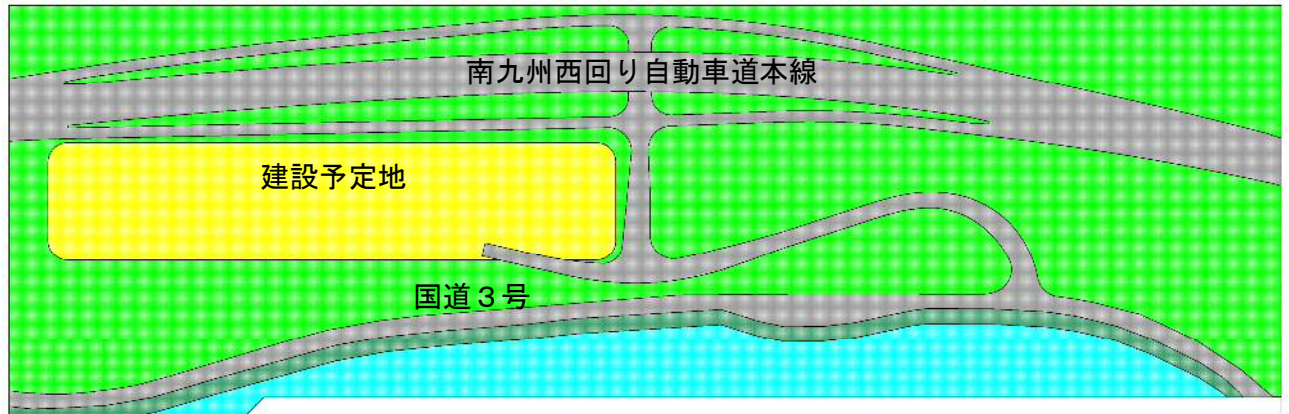


図 2-4 道の駅へのアクセス道路計画（アクセス道路が1路線の場合）

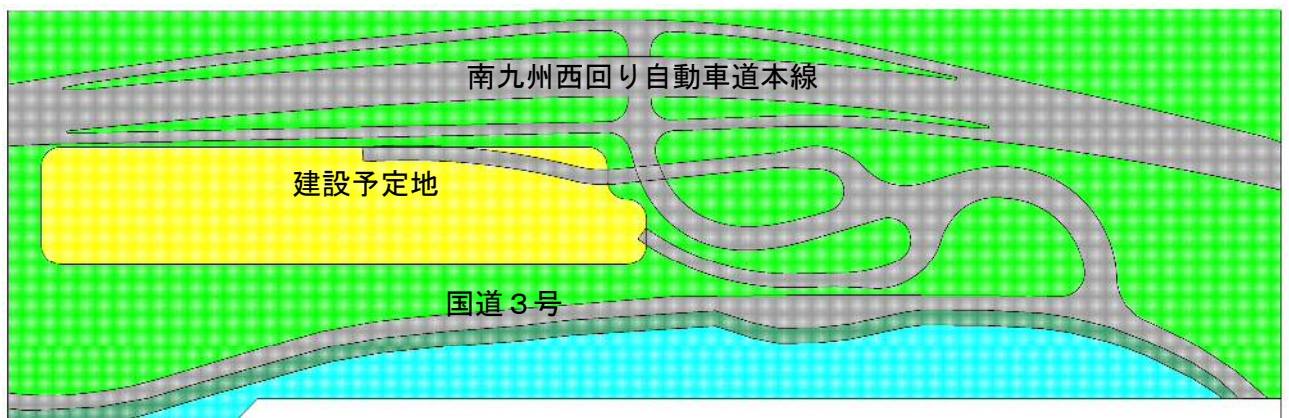


図 2-5 道の駅へのアクセス道路計画（アクセス道路が2路線の場合）

## 第3章 「道の駅」整備の基本方向



### 3.1. 「道の駅」の整備コンセプト

全体構想に示されている「道の駅」の整備コンセプトと整備の基本方針は次のとおりであり、本基本計画においてもこれらを踏襲します。

～整備コンセプト～

みどこい溢れる南九州西岸を楽しみ、元気になり  
地域がつながる道の駅

#### 方針1 | 南九州西岸地域が一体となって魅力(みどこい)を感じ、伝え、ファンを増やす道の駅

南九州西岸地域の「魅どこい」「美どこい」「味どこい」「見どこい」を五感で感じ、情報発信して多くの方に知ってもらい、『また来たい!』ファンが生まれる場を目指します。

- ・地域振興の拠点として、南九州西岸地域の「魅どこい」「美どこい」「味どこい」「見どこい」を感じる（うまい、きれい、たのしい、いやされる）ことができる機能の集積を図ります。
- ・観光案内の拠点として、南九州地西岸地域の旬な情報を発信して、観光周遊を促します。
- ・近隣の「道の駅」のレストラン、軽食等のグルメ情報を紹介し、他の「道の駅」も含めた利用促進を図ります。

#### 方針2 | 南九州西岸の絶景を五感で感じ、安らげる道の駅

道路利用者や市民が、地域の豊かな自然環境を楽しみ、安らげる場を目指します。

- ・道路利用者や市民がゆったりと過ごせる居心地の良い休憩空間を創出します。
- ・南九州西岸地域を代表する「美どこい」「見どこい」である「県指定文化財（名勝）牛之浜海岸」を満喫し、滞在できるような空間を創出します。

#### 方針3 | 災害に備え、防災について学べる道の駅

南九州西回り自動車道を利用した広域的な支援物資拠点として、また災害時の一時避難場所となり、日頃から防災訓練や研修を通じて学ぶことのできる防災拠点の形成を図ります。

- ・災害発生時には、緊急消防援助隊をはじめとする支援部隊の集結拠点や一時避難者の支援の場として貢献できる機能を持つ拠点づくりを行います。
- ・市民の防災意識の啓発や防災研修の場としての拠点づくりを行います。

方針4 | 市民が集い、活動と交流により元気を創る道の駅

様々な世代の市民同士のコミュニティ活動や市民と来訪者の交流の場、南九州西岸地域の特産品や新たな商品展開を創出できる場を目指します。

- 地域活動や生涯学習、研修などの多種多様なコミュニティの集まりや交流イベントに活用できるコミュニティ空間を創出します。
- 南九州西岸地域の農林水産加工施設などと連携した、地域に波及する新たな魅力を引き出すような取組の拠点づくりを行います。

■既存の道の駅との関係整理

阿久根市物産等構想検討会議 報告書（平成30年3月）より、道の駅「阿久根」の方向性について、下記の通り整理されています。なお、既存の道の駅「阿久根」の今後の方向性については、サンセット牛之浜景勝地「道の駅」の具体化検討と並行して、検討を行っていきます。

【道の駅阿久根との機能のすみ分け】

サンセット牛之浜景勝地「道の駅」が具現化したあとの中長期的な方針として、「日常的に利用できるようなカフェやサイクリングで海岸線を走行する方の休憩、地域住民ニーズに合った販売拠点などの機能を持った施設に移行させる」ことにより、サンセット牛之浜景勝地「道の駅」との機能のすみ分けを図る方向とする。

出典) 阿久根市物産等構想検討会議 報告書（平成30年3月）

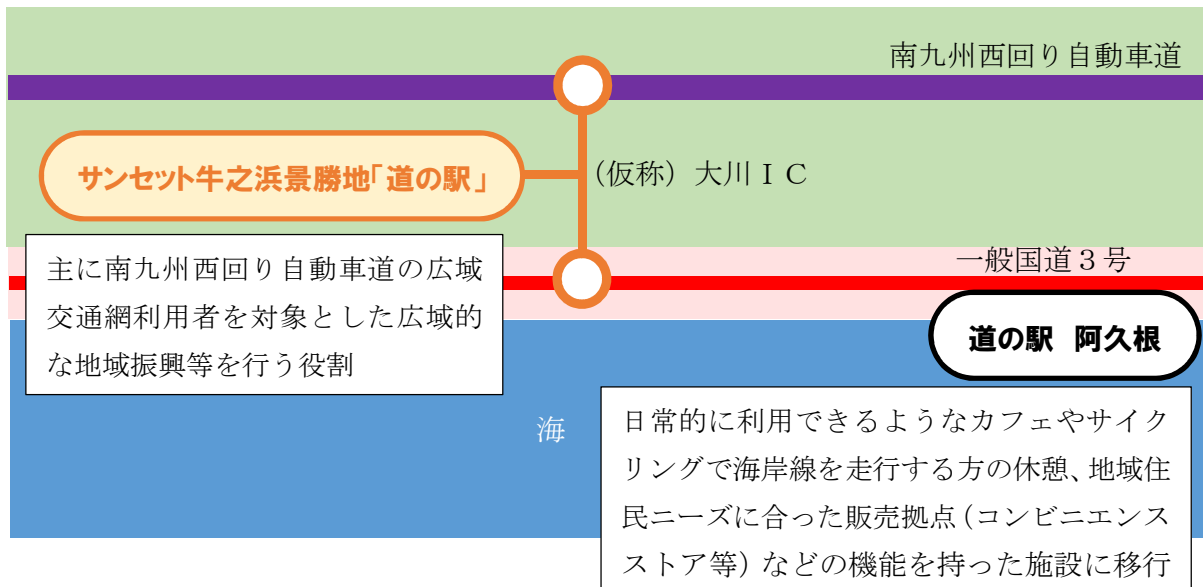


図 3-1 既存の道の駅とのすみ分けイメージ

第4章 導入機能・施設 

## 4.1. 導入機能

導入機能は、全体構想で示した機能を基本とします。

なお、地形条件が厳しく敷地面積にも制約があることから、以下の方針1、方針2にしたがって、機能導入を判断することとします。

方針1：全体構想に「整備する」と記載された機能を基本とする。

方針2：全体構想に「整備を検討する」と記載された機能、委員会で意見があった機能については、施設配置計画及び管理運営計画検討時に、導入スペース確保や事業収支の可能性等を踏まえ判断する。

表 4-1 導入機能（全体構想）

| 導入機能   | 施設           | 導入機能  | 導入検討機能   |
|--------|--------------|---|--|
| 休憩機能   | 駐車場施設        | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 駐車場</li> <li>・ 案内・誘導サイン</li> <li>・ EV 充電設備</li> </ul>                                    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ キャンピングカースポット</li> <li>・ 高速バス乗り場</li> </ul>  |
|        | トイレ施設        | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ トイレ</li> <li>・ パウダールーム</li> <li>・ オムツ交換スペース</li> <li>・ 多目的トイレ</li> </ul>                 |  |
|        | 休憩施設         | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 滞在空間</li> <li>・ ベンチ・木陰</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ イベント空間</li> <li>・ 足湯、温泉</li> <li>・ 撮影場所</li> </ul>  |
| 情報発信機能 | ビジターセンター     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ JNTO 認定外国人案内所（推進）</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ビジターセンター</li> </ul>   |
|        | 多様な案内施設      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ コンシェルジュ</li> <li>・ 風景街道・道守活動拠点</li> <li>・ 無料 Wi-Fi</li> <li>・ 道の駅 SPOT</li> </ul>        |  |
| 地域連携機能 | 飲食施設         | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 飲食施設（レストラン、喫茶・カフェ）</li> </ul>  |  |
|        | 農林水産物直売・物産施設 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 農林水産物直売・物販施設</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地元食材を知るきっかけとなる場</li> <li>・ 学ぶ場としての機能</li> <li>・ オープンキッチンスペース</li> <li>・ いけす</li> </ul>                      |
|        | 地域コミュニティ施設   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 親子で遊べる場、子育て情報スペース</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ コミュニティ施設</li> <li>・ 展示コーナー</li> <li>・ コンビニエンスストア</li> <li>・ 市民向け情報・サービス提供設備</li> <li>・ 子育て支援スペース</li> </ul> |
|        | 防災施設         | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 広域防災活動拠点</li> <li>・ 災害派遣終結拠点</li> <li>・ 一時避難施設</li> <li>・ 備蓄倉庫</li> <li>・ AED</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 情報提供拠点</li> <li>・ 広域避難集合場所</li> <li>・ 非常用電源・貯水槽</li> </ul>  |
|        | その他          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ユニバーサルデザイン</li> <li>・ 外国人対応</li> <li>・ 環境負荷の少ない施設</li> </ul>                             | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 多言語対応のタッチパネル式デジタルサイネージ</li> <li>・ 再生可能エネルギー（太陽光・風力発電、水素ステーション）</li> </ul>                                   |

## 4.2. 導入施設・整備区分

一体型道の駅としての整備を目指すことから、国と市の整備区分を考慮して導入する機能を下図に示す施設に分類します。

|    |  |  |  |  |
|----|--|--|--|--|
| 屋外 | <p style="text-align: center;"><b>【第1駐車場】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・小型車駐車場</li> <li>・大型車駐車場</li> <li>・身障者、妊婦向け屋根付き優先駐車スペース</li> <li>・案内・誘導サイン</li> </ul>   | <p style="text-align: center;"><b>【第2駐車場】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・小型車駐車場</li> <li>・大型車駐車場</li> <li>・身障者用駐車場</li> <li>・案内・誘導サイン</li> <li>・EV充電施設</li> <li>・水素ステーション</li> <li>・キャンピングカースポット</li> <li>・高速バス停車場</li> </ul> | <p style="text-align: center;"><b>【休憩スペース(屋外)】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ベンチ・木陰</li> <li>・イベント空間</li> <li>・足湯</li> <li>・撮影場所</li> </ul>                                      |  |
|    |  |  | <p style="text-align: center;"><b>【発電施設】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・太陽光発電</li> <li>・風力発電</li> </ul>   |  |
| 屋内 | <p style="text-align: center;"><b>【トイレ】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・男性用</li> <li>・女性用</li> <li>・多目的トイレ</li> </ul>  | <p style="text-align: center;"><b>【トイレ】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・男性用</li> <li>・女性用(パウダールーム)</li> <li>・オムツ交換スペース</li> </ul>  | <p style="text-align: center;"><b>【地域コミュニティ施設】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・親子で遊べる場</li> <li>・子育て情報スペース</li> <li>・フリースペース</li> <li>・展示コーナー</li> <li>・市民向け情報・サービス提供設備</li> </ul> |  |
|    | <p style="text-align: center;"><b>【休憩施設】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ベビーコーナー</li> </ul>  | <p style="text-align: center;"><b>【飲食施設】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・レストラン</li> <li>・喫茶・カフェ</li> </ul>   |  |  |
|    | <p style="text-align: center;"><b>【防災施設】</b></p> <p>※整備内容は別途検討</p>   | <p style="text-align: center;"><b>【直売・物販施設】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・直売施設(いけす)</li> <li>・物販施設</li> </ul>  | <p style="text-align: center;"><b>【加工施設】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・オープンキッチンスペース</li> <li>・地元食材を知るきっかけとなる場</li> <li>・学ぶ場としての機能</li> </ul>                                     |  |
|    | <p style="text-align: center;"><b>【情報提供施設】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・認定外国人案内所</li> <li>・コンシェルジュ</li> <li>・道守等の活動拠点</li> <li>・無料Wi-Fi</li> <li>・道の駅SPOT</li> <li>・ビジターセンター</li> <li>・デジタルサイネージ</li> </ul> | <p style="text-align: center;"><b>【防災施設】</b></p> <p>※整備内容は別途検討</p>   | <p style="text-align: center;"><b>【販売施設】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・コンビニエンスストア</li> </ul>   |  |
|    |  | <p style="text-align: center;"><b>【管理施設】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・管理事務所</li> <li>・バックヤード</li> </ul>   | <p style="text-align: center;"><b>【温浴施設】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・温泉</li> </ul>   |  |
|    |  |  |  |  |
|    |  |  |  |  |

※赤字は導入スペース確保の可能性や事業収支を踏まえ判断する施設

※青枠は道路管理者(国)で整備が可能な施設

※情報提供施設については、24時間対応が必要となる機能については国による整備が想定されるが、その他の機能については阿久根市による整備となる可能性がある。

図 4-1 導入施設

## 4.3. 敷地の制約条件を踏まえた機能導入の可能性

後述する施設配置計画や建築物の平面レイアウト検討の結果を踏まえ、敷地の制約条件を踏まえた機能導入の可能性（敷地や建築物への収まり）は以下の通りとなります。

多くの敷地を必要とする機能のうち、「高速バス乗り場」と「農林水産物加工所（オープンキッチン形式）」については、敷地の制約により設置が困難と判断されます。

表 4-2 敷地の制約条件を踏まえた機能導入の可能性

| 建築物等                |          | 導入機能                  | 整備区分 | 敷地制約条件を踏まえた導入の可能性 |
|---------------------|----------|-----------------------|------|-------------------|
| 情報提供施設棟<br>(24時間対応) |          | ・情報提供設備（デジタルサイネージ）    | 国    | ○                 |
| 駐車場<br>(屋外)         | 第二駐車場    | ・キャンピングカー用設備（電源等）     | 市    | ○                 |
|                     |          | ・高速バス乗り場              |      | △注1               |
| 地域振興施設棟             | 物販スペース   | ・農林水産物直売スペース（いけす）     | 市    | ○                 |
|                     |          | ・コンビニエンスストア           | 市    | ○（モールテナントを想定）     |
|                     | 市民交流スペース | ・会議室                  | 市    | ○（小規模：38㎡）        |
|                     |          | ・展示スペース               | 市    | ○（建築計画反映済み）       |
|                     |          | ・市民向け情報・サービス提供設備      | 市    | ○（建築計画反映済み）       |
|                     | 温浴施設     | ・温泉                   | 市    | △注2               |
|                     | 加工施設     | ・農林水産物加工所（オープンキッチン形式） | 市    | ×注3.              |
| 子育て支援スペース           | ・授乳室     | 市                     | ○    |                   |
|                     | ・プレイルーム  | 市                     | ○    |                   |
| 展望広場(屋外)            |          | ・休憩スペース（足湯、写真撮影スポット）  | 市    | ○                 |
|                     |          | ・イベント用スペース（大屋根、電源等）   | 市    | ○                 |

※赤字は導入スペース確保や事業収支の可能性等を踏まえ判断する施設

注1：歩道の切り込みを行わず、車道上での乗降をさせる場合、確保可能。

注2：整備は道の駅全体の事業費や温浴施設の収支見通しを踏まえて今後検討。

注3：必ずしも道の駅と同一敷地にある必要はない施設であるため、敷地外で対応。

## 第5章 施設規模



### 5.1. 施設規模の算定方針

ここでは、導入施設の規模を算出します。

なお、サンセット牛之浜景勝地「道の駅」が接続する道路（南九州西回り自動車道）は暫定2車線での供用開始となっており、その状況が当面は継続されることが予想されるため、暫定2車線時の交通量に対応した規模の算定を行います。

ただし、前記方法で規模を算定した場合、将来の完成4車線時において容量不足となることから、完成4車線時の交通量に対応した施設規模を拡張余地として確保することとします。

表 5—1 将来計画交通量

|            | 暫定2車線時 <sup>※1</sup> | 完成4車線時                   |
|------------|----------------------|--------------------------|
| 南九州西回り自動車道 | 14,350 台/日           | 20,500 台/日 <sup>※2</sup> |
| 国道3号       | 2,600 台/日            | 2,000 台/日 <sup>※3</sup>  |

※1：任意に設定した値（南九州西回り自動車道は完成4車線時交通量の70%、国道3号は完成4車線時交通量の130%）

※2：平成42年南九州西回り自動車道予測交通量

※3：平成27年度新規事業候補箇所説明資料一般国道3号（南九州西回り自動車道）阿久根川内道路における平成42年国道3号交通量を引用

## 5.2. 施設規模の算定

### (1) 第一駐車場（国）

第一駐車場の規模は、「休憩施設設計要領 西日本高速道路株式会社[平成 17 年 10 月]（以下、「H17 休憩施設設計要領」という）」に基づき、計画交通量から駐車マス数を算出します。

なお、計算に用いる南九州西回り自動車道及び国道 3 号の大型車混入率及び車種区分は下表のとおり設定します。

また、身障者用の駐車マス数は、「鹿児島県福祉のまちづくり条例」による「駐車場の目標となる基準」に基づき算出します。

- 小型車駐車台数 200 台以下：小型車駐車マス数×（1/50）以上
- 小型車駐車台数 200 台超：小型車駐車マス数×（1/100）+2 以上

表 5—2 大型車混入率及び車種区分比率

|            | 大型車混入率   | 大型車車種区分比率                                |
|------------|--|--|
| 南九州西回り自動車道 | 15.0%<br>※平成 27 年道路交通センサスの南九州西回り自動車の阿久根北 IC～阿久根 IC 間、薩摩川内水引 IC～鹿児島 IC 間の大型車混入率の平均値 | 大型バス 4%、大型貨物 96%<br>※平成 17 年道路交通センサスより設定 |
| 国道 3 号     | 20.0%<br>※平成 27 年道路交通センサスの国道 3 号（対象区間）大型車混入率                                       | 大型バス 4%、大型貨物 96%<br>※平成 17 年道路交通センサスより設定 |

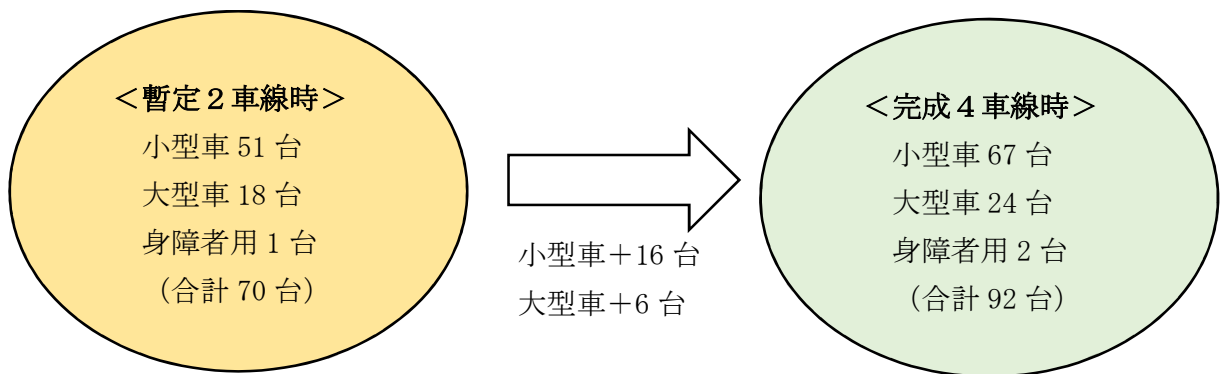


図 5—1 第一駐車場（国）の駐車マス数の算出結果



(2) トイレ棟 (国)

トイレの規模は、「設計要領 第六集 建築施設編 第1編 休憩用建築施設 西・中・東日本高速道路(株) [令和3年7月] (以下、「R3設計要領休憩用建築施設」という))」を用いて算出します。算出結果は下図のとおりです。

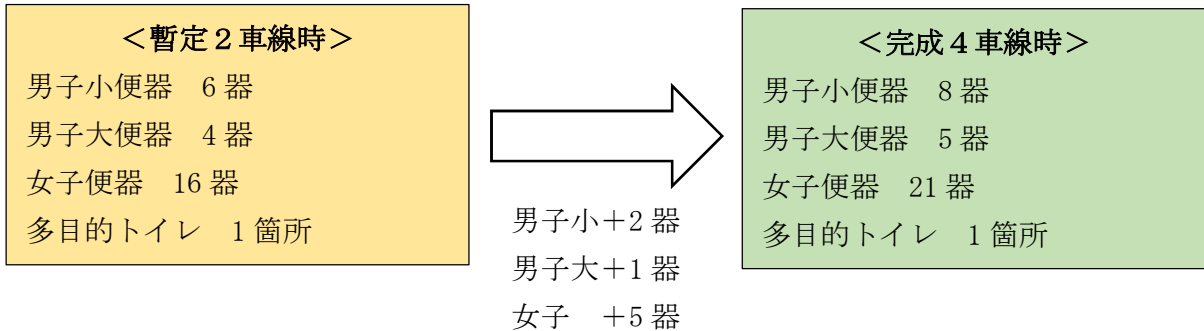


図 5-2 トイレ (国) 規模の算出結果

(3) 情報提供施設棟 (国)

情報提供施設棟の規模は、国との一体型整備の場合の整備事例を踏まえ、100 m<sup>2</sup>と想定します。

(4) 第二駐車場 (市) の規模算定

第二駐車場 (市) の駐車場規模は、候補地の将来交通量から、「H17 休憩施設設計要領」を用いて算定するサービスエリアの駐車台数とパーキングエリアの駐車台数との差分を、地域振興施設に付帯する第二駐車場の規模とします。算出結果は下図のとおりです。

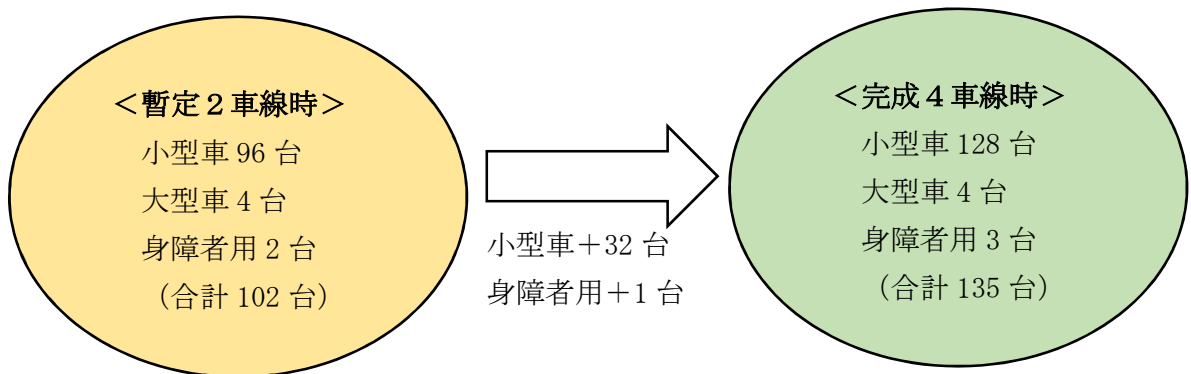
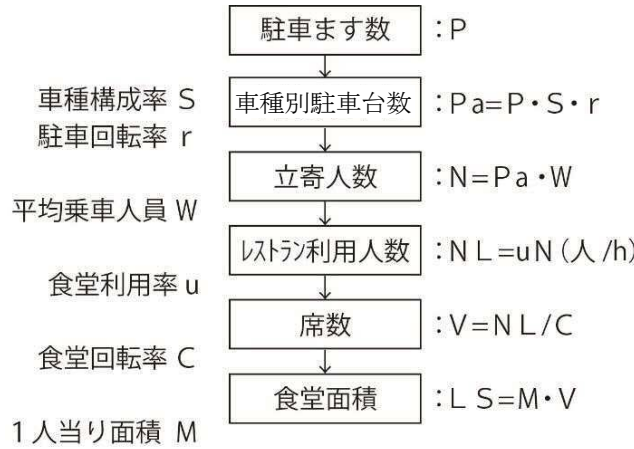


図 5-3 第二駐車場 (市) の駐車マス数の算出結果

(5) 地域振興施設棟（市）の規模設定

1) 飲食スペース

飲食スペースの規模は、「設計要領第六集 建築施設編 (H29.7 西日本高速道路)」の「レストランの算出方法」に基づき、第一駐車場と第二駐車場の駐車ます数の合計値から算出します。



出典) 「設計要領第六集 建築施設編 (H29.7 西日本高速道路)」

図 5-4 飲食施設必要規模算出フローチャート

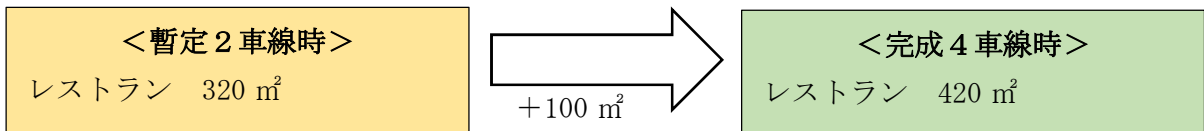
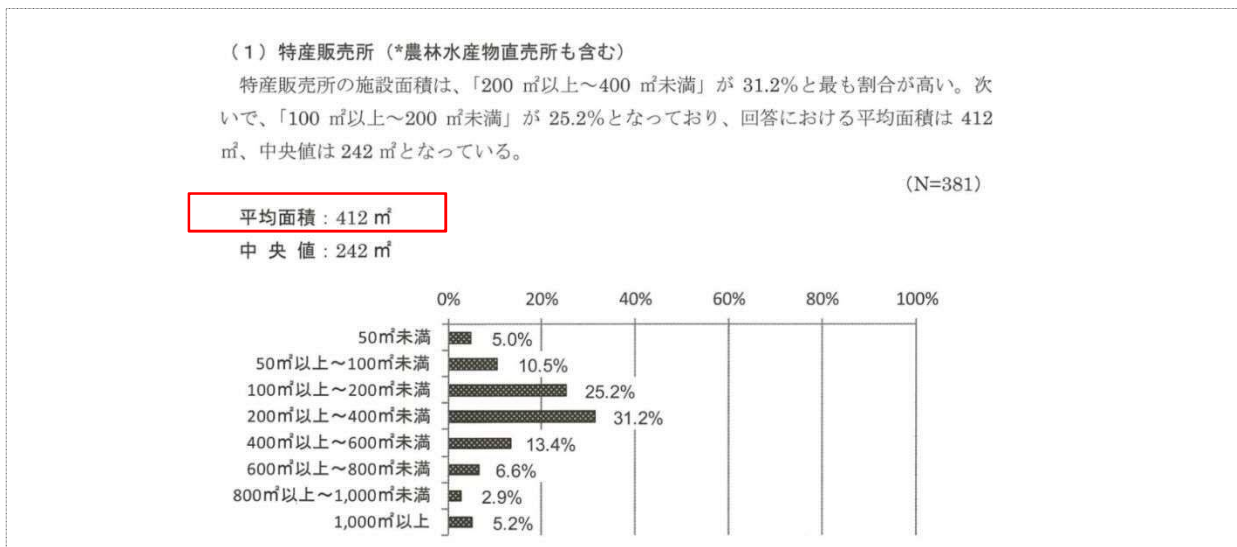


図 5-5 飲食施設の規模算出結果

2) 物販スペース

販売スペースの必要規模は、『道の駅』を拠点とした地域活性化 調査研究報告書 (H24.3 財団法人地域活性化センター)」を参考に、特産品販売所（農林水産物直売所も含む）の平均値である 412 m<sup>2</sup>程度を見込みます。

なお、施設の延床面積に対する調査結果となるため、バックヤードを含む面積とします。



出典) 『道の駅』を拠点とした地域活性化 調査研究報告書 (H24.3 財団法人地域活性化センター)

### 3) 管理施設

地域振興施設内の事務所の規模は、「R 3 設計要領休憩用建築施設」における休憩所（休憩所、インフォメーション、救護室、事務室、湯茶接待室で構成、170 m<sup>2</sup>）のうち、休憩所及びインフォメーション（約 60 m<sup>2</sup>≒休憩所席数 40 席×1 席当たりの占有面積 1.6 m<sup>2</sup>+インフォメーション 10 m<sup>2</sup>以下）を除いた面積（約 100 m<sup>2</sup>）とします。（第2駐車場規模 102 台～135 台に対応）

表 5-3 休憩所の標準規模

| 片側駐車まず数（台） | 席 数 | 標準的な面積（m <sup>2</sup> ） |
|------------|-----|-------------------------|
| 300        | 80  | 250                     |
| 250        | 60  | 210                     |
| 200        | 60  | 210                     |
| 150        | 40  | 170                     |
| 100 台以下    | 30  | 140                     |

出典)「R 3 設計要領休憩用建築施設」

### 4) トイレ

地域振興施設内のトイレは、飲食施設及び物販施設の利用者数から、「給排水衛生設備規準・同解説（商業施設の場合）」に基づき算出します。

#### 【利用者数の算出】

- ・飲食施設及び物販施設の利用者数は、売り場面積(m<sup>2</sup>)×0.3（人口密度）で算出される。
- ・両施設の売り場面積（m<sup>2</sup>）は、飲食施設（420 m<sup>2</sup>）と物販施設（412 m<sup>2</sup>）の8割を見込むものとした場合、200人となる（≒(420 m<sup>2</sup>+412 m<sup>2</sup>)×0.8×0.3）。

#### 【トイレ規模の算出】

- ・技術要項では、利用者（200人）の男女比率（男:女）は4:6であるため、男性利用者数は80人、女性利用者数は120人となる。
- ・下図の器具適正個数（図）よりトイレ規模（標準レベル）としては以下のとおりとなる。
  - 男子：大便器2器、小便器2器、洗面器2器
  - 女子：大便器3器、洗面器3器、パウダールーム
- ※) バリアフリーに配慮して上記に多目的トイレ1器を追加する。

### 5) コンビニエンスストア

地域振興施設内には物産販売所が設置され、食料品などの販売が行われることが想定されるため、「道の駅」に併設されるコンビニエンスストアは、通常タイプよりも小規模なものとなることが多い状況です。よって、同施設内のコンビニエンスストアは、病院等の施設内に設置される小規模なタイプとして100 m<sup>2</sup>を想定します。

参考) LAWSON 出店ガイドライン「施設内小型店舗（スモールテナント）20～30坪」

## 6) 温浴施設

温浴施設の規模は、計画敷地の制約条件を考慮の上、同施設を設置した県内の「道の駅」での整備事例（道の駅「くにの松原おおさき」※以下参照）を参考に、1500 m<sup>2</sup>（機械室等を含む）を想定します。

### 【道の駅「くにの松原おおさき」（温浴施設の概要）】

- 営業時間：8:00～22:00
- 利用料金：大人 320 円、子ども 150 円、家族風呂 1550 円(60 分)
- 温泉施設面積（約 1200 m<sup>2</sup>※機械室等含まず）
- 施設内容（浴室・寝湯・サウナ・水風呂・家族風呂・脱衣所・リラックスメーム等）
- 利用人数 約 14 万人/年間（平成 31 年度）
- 運営：第 3 セクター（令和 3 年度より民間企業へ譲渡）



参考図—おおさき温泉「松韻乃湯」の概略配置

## (6) 規模算定結果のまとめ

前述の主要な施設規模の算出により、施設毎の規模（完成4車線時交通量による算出結果）を下表のとおり想定します。

表 5-4 施設別導入機能

| 建築物等                |                 | 導入機能   | 施設規模              | 整備区分 |
|---------------------|-----------------|--|-------------------|------|
| 駐車場<br>(屋外)         | 第一駐車場           | ・小型型車駐車場   | 67台               | 国    |
|                     |                 | ・大型車駐車場  | 24台               |      |
|                     |                 | ・身障者、妊婦向け屋根付き優先駐車スペース                                  | 2台                |      |
| トイレ棟<br>(24時間対応)    |                 | ・男性用トイレ  | 小8器、大5器           | 国    |
|                     |                 | ・女性用トイレ  | 21器               |      |
|                     |                 | ・多目的トイレ  | 1器                |      |
| 情報提供施設棟<br>(24時間対応) |                 | ・情報提供設備（デジタルサイネージ、無料Wi-Fi、道の駅SPOT）<br>・ベビーコーナー（24時間対応） | 約100㎡             | 国    |
| 駐車場<br>(屋外)         | 第二駐車場           | ・小型車駐車場  | 128台              | 市    |
|                     |                 | ・大型車駐車場  | 4台                |      |
|                     |                 | ・身障者等用駐車場  | 3台                |      |
|                     |                 | ・EV充電設備  | 1台                |      |
|                     |                 | ・バックヤード（従業員用駐車場）                                       | 30台               |      |
|                     |                 | ・キャンピングカー用設備（電源等）                                      | 適宜確保※1            |      |
| 地域振興<br>施設棟         | 飲食<br>スペース      | ・レストラン<br>・カフェ、喫茶                                      | 420㎡              | 市    |
|                     | 物販<br>スペース      | ・農林水産物直売スペース   | 412㎡              | 市    |
|                     |                 | ・加工品等販売スペース  | 適宜確保※1            |      |
|                     |                 | ・テイクアウト売店ブース<br>・コンビニエンスストア                            | 100㎡              |      |
|                     | 情報提供<br>施設      | ・観光案内所（コンシェルジュ常駐スペース）<br>・事務室（風景街道・道守活動拠点）             | 国の情報提供施設<br>設内で対応 | 市    |
|                     | 管理施設            | ・管理事務所   | 約100㎡             | 市    |
|                     | トイレ             | ・男性用トイレ  | 小2器、大2器           | 市    |
|                     |                 | ・女性用トイレ（パウダールーム）                                       | 3器                |      |
|                     |                 | ・多目的トイレ  | 1器                |      |
|                     | 市民交流<br>スペース    | ・会議室<br>・展示スペース<br>・市民向け情報・サービス提供設備                    | 適宜確保※1            | 市    |
| 温浴施設                | ・温泉             | 1500㎡  | 市                 |      |
| 子育て支援<br>スペース       | ・授乳室<br>・プレイルーム | 適宜確保※1   | 市                 |      |
| 展望広場(屋外)            |                 | ・休憩スペース（ベンチ、植栽（木陰）、足湯、写真撮影スポット）<br>・イベント用スペース（大屋根、電源等） | 適宜確保※1            | 市    |
| 防災施設棟               | ※2 別途検討         |  | —                 | 国・市  |

※1) 小規模であるため、施設のレイアウト検討内で適宜スペースを確保する施設

第6章 施設配置計画 

## 6.1. 建築物等の設定

下図の通り導入施設間の連携を考慮し、導入する建築物として、国による整備を想定する「防災施設棟」、24時間対応の「トイレ棟」、「情報提供施設棟」と、阿久根市による整備を想定する「地域振興施設棟」を整備することを想定します。

また、屋外施設として、国による整備を想定する「第一駐車場」と、阿久根市による整備を想定する「第二駐車場」、「展望広場」、「再生可能エネルギー施設」を整備することを想定します。

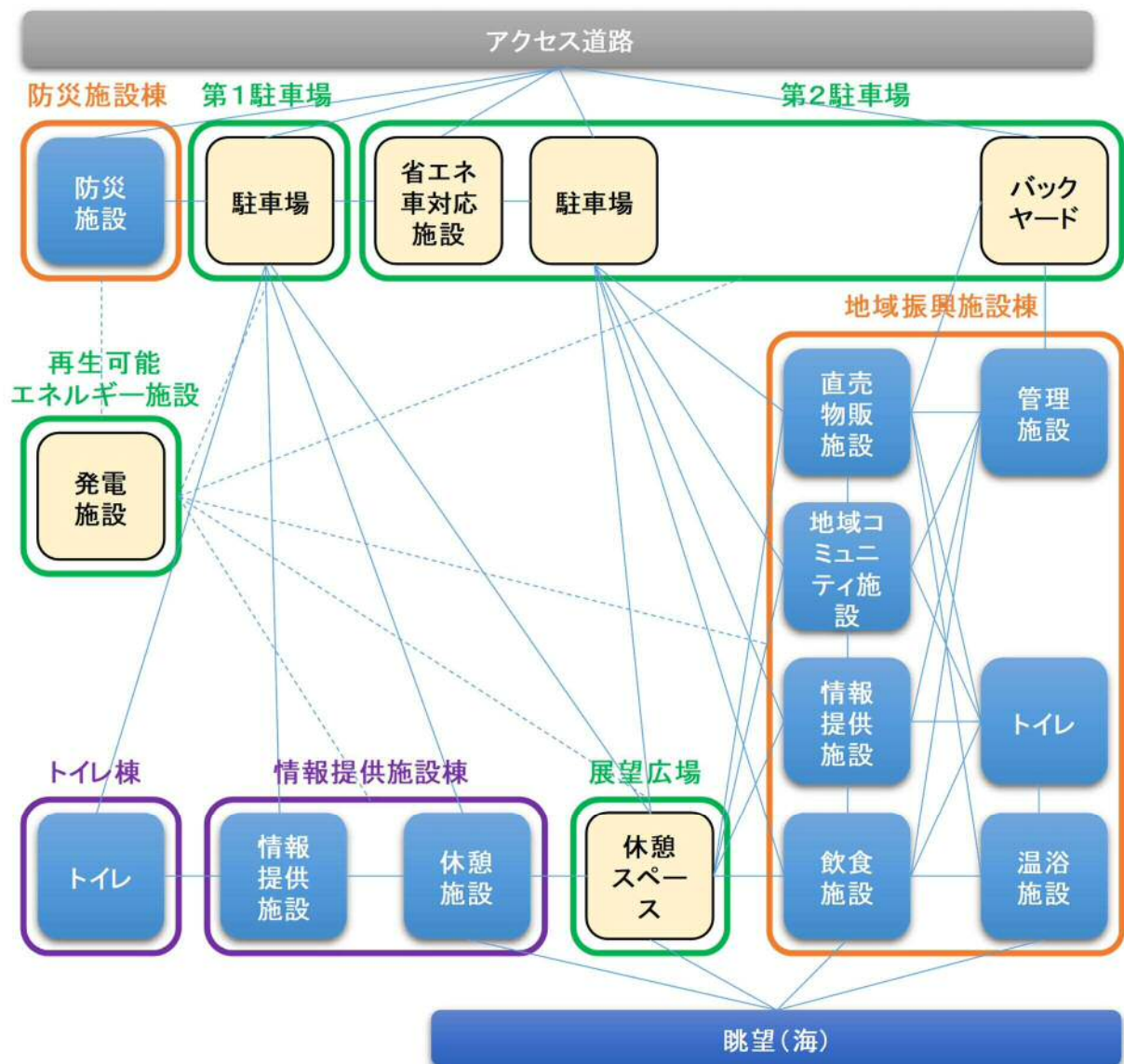


図 6—1 導入施設の機能連携と建築物等の設定

## 6.2. 施設配置計画

### (1) 施設配置計画の前提条件

施設配置計画の作成にあたっては、以下の条件を考慮します。

表 6—1 施設配置計画上の前提条件

| 項目             | 前提条件  |
|----------------|---|
| ①施設規模          | ・南九州西回り自動車道完成4車線時を収容可能な施設配置計画とする。   |
| ②宅地造成高         | ・道の駅の敷地への進入路が設置可能な範囲で、宅地造成高を設定する。   |
| ③駐車場内の歩行者動線の確保 | ・駐車場内にはバリアフリーに配慮した歩行者動線を確保する。   |
| ④敷地の拡張         | ・道の駅の敷地については、安全面及び整備費用を考慮しつつ、隣接地の造成（盛土）や擁壁設置（敷地海側）などにより最大限広い敷地を確保した上で、可能な導入機能を配置する。 |

### (2) 施設配置計画のポイント

道の駅の立地条件やアクセス道路条件などを考慮し、施設配置上のポイントを以下のとおりとします。

#### ●国施設は南側敷地に配置

- ・大型車は回転半径が大きく小回りが利かないため、駐車場を配置する場合は敷地の奥部まで引き込むと非効率的な配置となる。よって、大型車駐車場は進入路に近い南側敷地での配置となり、国敷地の一体的な整備に配慮すると、国の施設は南側敷地での配置となる。※必然的に市の施設は北側敷地での配置となる。

#### ●海への眺望による魅力付けを行う施設は海側配置

- ・新規道の駅計画地の最大の魅力は、前面に広がる海への眺望である。よって、海への眺望による魅力付けを行うような飲食施設や休憩施設などは海への眺望が可能な位置に配置する必要がある。

## (3) ゾーニング

前述までの考え方にに基づき、アクセス道路の条件に応じて以下のようなゾーニングを想定します。



図 6—2 道の駅ゾーニング（アクセス道路1路線の場合）



図 6—3 道の駅ゾーニング（アクセス道路2路線の場合）



### 6.3. 建築物レイアウト計画

#### (1) レイアウト計画の留意点

建築物のレイアウト計画にあたっては、以下の内容に留意します。

表 6-2 平面レイアウト検討上の留意点

|                         | 留意事項  |
|-------------------------|---|
| ①施設規模                   | ・施設規模の算定結果（南九州西回り自動車道完成4車線時）を収める。                             |
| ②魅力付け                   | ・当該道の駅の最大の魅力が「海への眺望」である。建築物から「海への眺望」が可能な魅力的な施設配置とする。          |
| ③駐車場からの顔づくり             | ・駐車場から見える建築物（地域振興施設、トイレ・休憩・情報提供施設の正面部分）は、当該施設の顔となるようにデザインを施す。 |
| ④身障者用駐車スペースからの屋根掛け      | ・バリアフリーに配慮し、身障者用駐車スペースから地域振興施設まで雨天時、濡れないで移動できるように配慮する。        |
| ⑤トイレ・休憩・情報提供施設との連続性・協調性 | ・国施設となる休憩情報提供施設との下屋等の連続性や意匠等の協調性に配慮する。                        |

### 1) 平面レイアウト (案)

建築物の平面レイアウトは、前述のゾーニングの2案に共通の計画とします。

なお、本平面レイアウト (案) はゾーニングや施設配置の考え方について、温浴施設を整備することとした場合における現時点のイメージであり、今後の検討により、変更となる可能性があります。

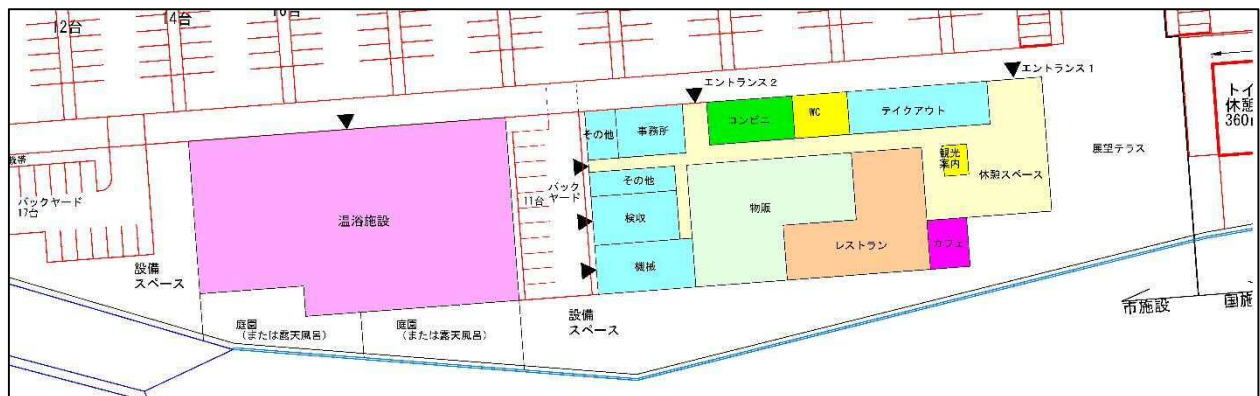
※①温浴施設を地域振興施設と一体整備とした場合と、②温浴施設を地域振興施設と別棟整備とした場合の2案を提示しています。



#### 【特徴】

- ・物販やレストラン等と温浴施設を一体の建築物とし相互の利用増進を図る案
- ・温浴施設の駐車場側に商品搬入経路を配置する必要がある。

図 6-4 平面レイアウト (温浴施設\_一体型)



#### 【特徴】

- ・物販やレストラン等と温浴施設を別棟とし、各施設の利便性の向上を検討した案

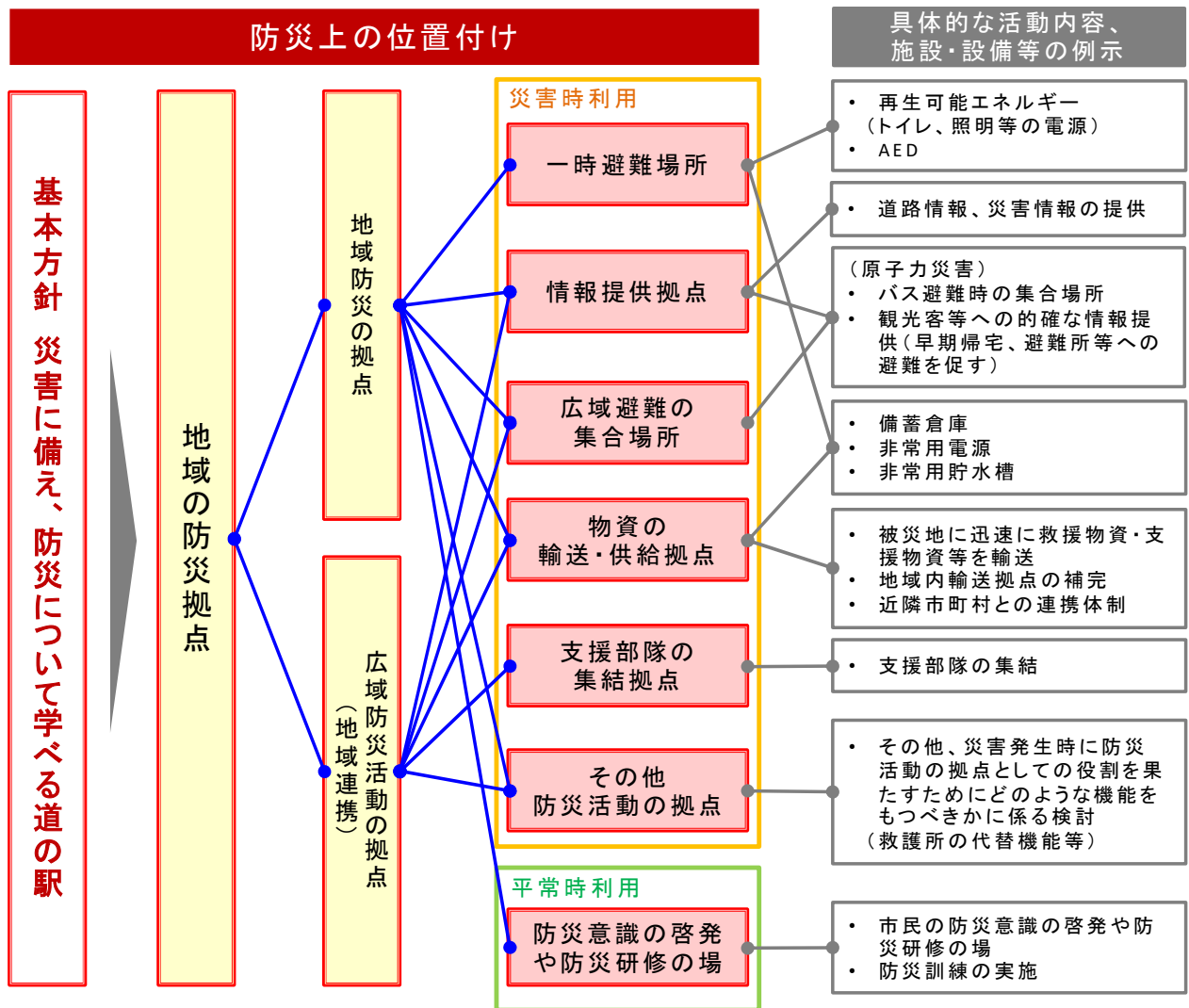
図 6-5 平面レイアウト (温浴施設\_別棟型)

## 第7章 防災機能の導入

### 7.1. 防災機能導入計画

#### (1) 防災上の位置付け

全体構想および「阿久根市地域防災計画（平成30年4月一部修正）」を踏まえ、サンセット牛之浜景勝地「道の駅」の防災上の位置付けを以下のとおりとします。



※地域防災計画、全体構想を基に整理

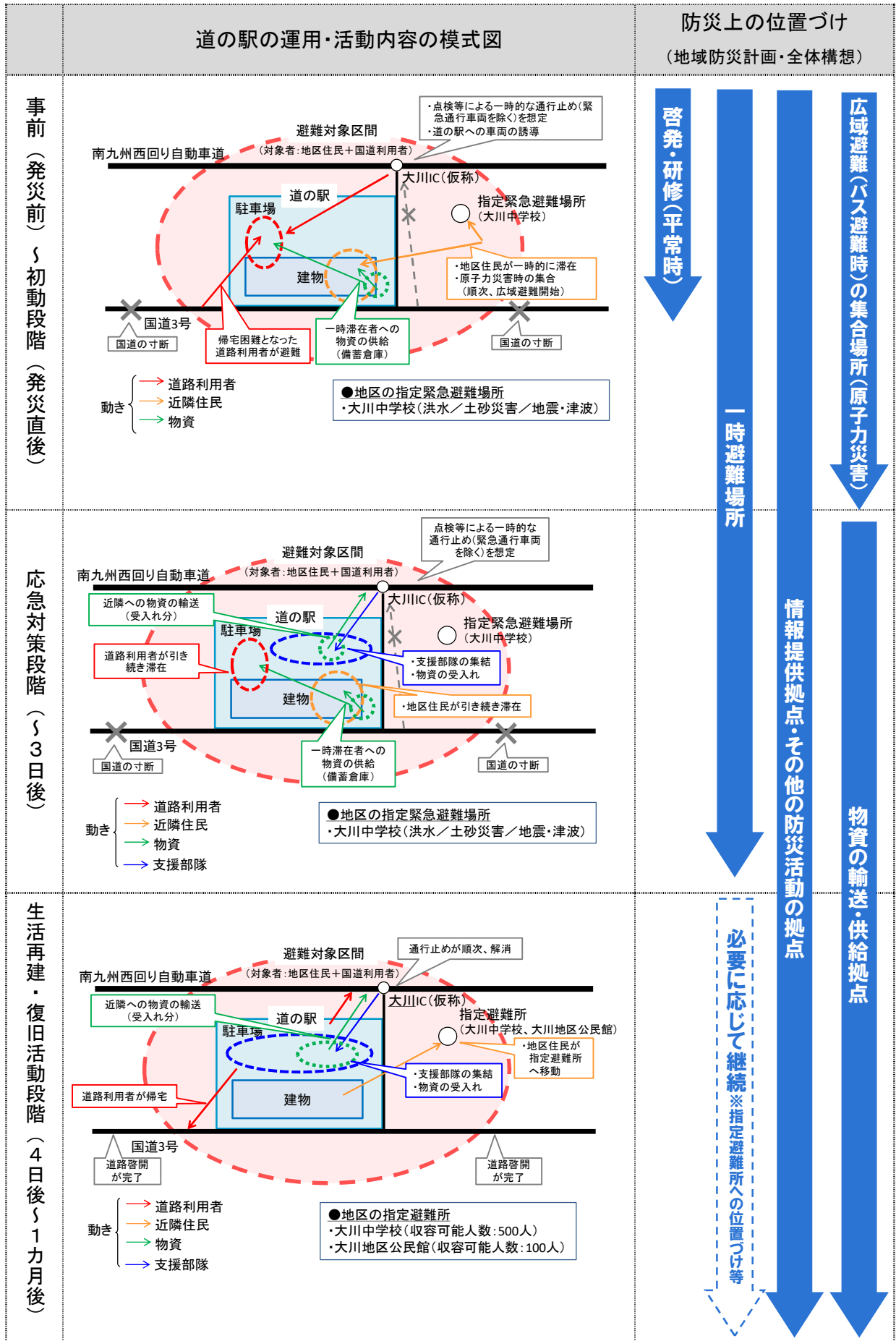
※全体構想で示された「一時避難場所」は、地域防災計画における「指定緊急避難場所」などに該当するものと想定。

図 7-1 道の駅の防災上の位置付け

#### (2) 災害フェーズに応じた道の駅に求められる防災上の役割（道の駅の運用・活動内容）

前述の防災上の位置づけを踏まえ、サンセット牛之浜景勝地「道の駅」における災害時のシナリオ想定を以下に示します。

表 7-1 災害発生時のシナリオ想定



(3) 防災機能の導入検討

サンセット牛之浜景勝地「道の駅」の防災上の位置付け及び災害フェーズに応じて求められる役割を踏まえ、道の駅への導入が考えられる防災機能を以下のとおりとします。

表 7-2 防災施設・設備

| 項目<br>(防災機能) | 導入施設<br>・設備                | 概要・導入目的等  | 主な設置場所 <sup>*1</sup>  |                | 備考                             |
|--------------|----------------------------|---|---|----------------|--------------------------------|
|              |                            |   | 市管理<br>区域   | 国管理<br>区域      |                                |
| 一時避難場所の提供    | 駐車スペース                     | ・災害時に国道及び南九州西回り自動車道からの避難車両を受入れるための駐車スペースを確保する。  | ●   | ●              |                                |
|              | 屋内滞在スペース<br>(休憩、就寝等)       | ・自宅での居住・帰宅が困難となった地区住民や道路利用者のための一時避難場所を確保する。<br>・災害発生から3日間、一時避難者が休憩・就寝を行うスペースを確保する。<br>・一時避難者へ物資の供給を円滑に行うために、物資の配布スペースを確保する。 | ●   | ●              |                                |
|              | トイレ                        | ・災害時にも一時避難者が使用できるトイレを確保する。<br>※照明、非常用電源、災害汚水ピットの整備等と併せて対応   | —   | ●              |                                |
| 災害時の情報提供     | 情報提供スペース                   | ・情報提供施設(ビジターセンター)内に、一時避難者への情報提供スペース(情報提供機器、掲示板の設置等)を確保する。<br>・平常時にも市民の防災意識の啓発を行うスペース(掲示板、ビジターセンター内での研修等)。                   | —   | ●<br>(情報提供施設内) |                                |
|              | 情報提供機器等                    | ・情報提供機器の例:大型モニター(外部用・室内用)、災害時掲示板(掲示板、壁面等)、リクエスト端末、無線LAN環境、携帯端末用充電スタンド等  |   |                |                                |
| 災害時対応スペースの確保 | 広域避難の集合場所<br>(原子力災害:バス避難時) | ・原子力災害時に広域避難が必要な場合、自家用車両による避難が困難な住民のバス避難時集合場所を確保する。   | ●   | —              |                                |
|              | 支援部隊の集結スペース                | ・駐車場等の屋外スペースを活用し、災害時の支援部隊の集結スペースを確保する。  | ●   | ●              | (駐車場等の屋外空間)                    |
|              | 物資の輸送・供給スペース               | ・地域内輸送拠点の補完など、被災地に迅速に救援物資・支援物資等の輸送を行うために、屋外空間や屋根付きスペース等に物資の輸送・供給スペースを確保する。  | ●   | ●              | (駐車場等の屋外空間)                    |
|              | 救護所の代替スペース                 | ・テントの設置など屋外空間等を活用し、救護所の代替スペースを確保する。   |   |                |                                |
|              | その他の防災対応スペース               | 待機・情報連絡スペース<br>ごみ集積場  | ・災害時対応を行う施設管理者や道路管理者等が待機、情報連絡等を行うスペースを確保する。<br>・情報連絡等に必要な設備・備品を確保する(衛星携帯電話等)。<br>・災害時に発生するゴミを一時的に集積するスペースを確保する。 | ●              | —                              |
| 災害時のライフライン確保 | 非常用貯水槽                     | ・災害時に上水が供給不可となる状況を想定し、トイレ・手洗い用の水(3日間分)を確保する。  | —   | ●              |                                |
|              | 災害汚水ピット                    | ・災害時において下水道が使用できなくなる状況を想定し、トイレ・手洗い用の汚水ピット(3日間分)を確保する。   | —   | ●              |                                |
|              | 非常用電源<br>再生可能エネルギー         | ・災害時の設備機能維持のための非常用電源を確保する(屋内滞在スペース・トイレ等の照明、モニター・リクエスト端末など情報提供機器等)。<br>・建物屋根への太陽光パネルの設置等を検討する。                               | (●)   | (●)            | 導入可能性や設置場所等は要検討                |
| 防災資機材の確保     | 備蓄倉庫                       | ・道路利用者用の物資(3日間分)、道路復旧資機材等を確保する。   | ●   | —              | 整備等の役割分担・負担については道路管理者側との調整が必要。 |
| 一時滞在用者の備蓄    |                            | ・一時避難者用の物資(3日間分)を確保する。  | ●   | —              |                                |

※1:道路管理者との調整が必要

## (4) 防災ヘリポート計画

### 1) ヘリポート設置要件

「地方航空局における場外離着陸許可の事務処理基準（平成9年9月30日制定、平成29年2月13日一部改正）」を踏まえ、サンセット牛之浜景勝地「道の駅」におけるヘリポートの要件を以下のとおり設定します。

表 7-3 道の駅におけるヘリポート設置要件

| 項目   | 設定  |
|------|---|
| 接地帯  | <u>20m×20m</u>  |
| 離着陸帯 | <u>40m×40m</u> （上空15mの高さに <u>仮想離着陸帯を設定する。</u> ）                                     |
| 進入経路 | 計画地南側の地形条件により、進入経路と出発経路が同一方向に設定できないと想定される。<br>したがって、本検討では <u>進入方向交差角を90度以上</u> とする。 |
| 進入表面 | <u>4分の1</u>   |

※その他、「地方航空局における場外離着陸許可の事務処理基準（平成9年9月30日制定、平成29年2月13日一部改正）」別紙8の要件を満たす必要がある。

### 2) ヘリポート導入可能性

ヘリポート設置要件に基づき、周辺地形を考慮し、西-南方向で90度程度の進入交差角を設定した場合、進入区域表面上に出る可能性のある障害物として、駐車場内の照明や電線の配置が考えられますが、仮想離着陸場を設定した場合は進入表面上に障害物が出る可能性は低いと考えられます。また、他都市の道の駅の事例調査において、駐車場とヘリポートが併用して運用しているため、道の駅においても同様に整備が可能と考えられます。

以上より、駐車場内の照明や電線等が障害物とならない場合、ヘリポート（防災対応離着陸場）を導入できる可能性があると考えられます。（導入の判断については、今後、設計段階での精査が必要）。

### 3) 防災拠点自動車駐車場への指定

道路法の改正により、広域災害応急対策の拠点となる防災機能を有する「道の駅」等について、国土交通大臣が防災拠点自動車駐車場として指定する制度が創設（令和3年3月31日成立・公布）され、「災害時には防災拠点としての利用以外を禁止・制限可能」となりました。

当該駐車場においても、この防災拠点自動車駐車場の指定により、災害時には、防災拠点として大型車駐車場の利用を禁止・制限し、防災ヘリポートとして使用することが可能となります。

(5) 防災機能配置イメージ

前述の防災機能について、以下に示すように配置を予定します。



※その他、「ごみ集積所」を臭いなど避難生活環境に配慮した位置に配置する。

※上図は「アクセス道路1路線の場合」における配置イメージを示すものである（アクセス道路2路線の場合）においても同様の考え方で配置を行う\*ここでは省略。

図 7-2 防災機能配置イメージ

## 第8章 脱炭素に向けた取組



令和3年9月2日、阿久根市では、市民・事業者と一体となって、将来にわたって健康で安心して暮らすことができる環境を次世代へ引き継いでいくため、2050年までに市域の二酸化炭素排出量の実質ゼロを目指す「ゼロカーボンシティ」へ挑戦することを表明しました。

これを踏まえ、国と地方の協働・共創による地域における2050年脱炭素社会の実現に向けた「地域脱炭素ロードマップ」の中で取り上げられている、再生可能エネルギーを含む各種取組について、道の駅で対応可能なものを以下に整理しました。これらの取組について、今後、本道の駅における導入検討を進めていきます。

表 8-1 道の駅で想定される脱炭素の取組

| ロードマップに示された取組み                         | 道の駅で想定される取組み  |
|--|---|
| 再エネ電気への切り替え                            | ・地域振興施設等の施設のエネルギーに再エネ活用   |
| 省エネ家電の導入                               | ・LED照明の活用   |
| 宅配サービスをできるだけ一回で受け取る                    | ・宅配ロッカーの設置  |
| 太陽光パネルの設置<br>ZEH(ゼッチ)                  | ・地域振興施設等の施設の屋根や、駐車場の上部に設置<br>・地域振興施設等の施設を高断熱で太陽光パネル付きのネット・ゼロ・エネルギー・ハウスとする                         |
| 蓄電池(車載の蓄電池)・蓄エネ給湯機の導入・設置               | ・充電施設(EV充電器)の整備   |
| スマートムーブ※エコドライブ、カーシェアリング、公共交通利用等        | ・キャンピングカーのカーシェアリング  |
| ゼロカーボン・ドライブ                            | ・EV(電気自動車)、PHV(プラグインハイブリッド自動車)、FCV(燃料電池自動車)等に対応した充電施設の整備  |
| 食材の買い物や保存等での食品ロス削減の工夫                  | ・地域振興施設で提供する食品ロスの削減(コンポスト化等)<br>・期限が迫った災害用備蓄食品の配布   |
| 旬の食材、地元の食材でつくった菜食を取り入れた健康な食生活          | ・地域振興施設における地場食品の販促、地産地消   |
| 自宅でコンポスト                               | ・売れ残った残飯等をコンポスト利用   |
| 脱炭素型の製品・サービスの選択                        | ・カーボン・オフセットに協力できる商品提供<br>・低炭素材料の導入(CO <sub>2</sub> 吸収コンクリート)<br>・建設施工の低炭素化(ICT施工の導入、革新的建設機械の導入拡大) |
| 植林やごみ拾い等の活動                            | ・自然保護<br>・緑化、グリーンインフラ   |
| 屋根等の未利用スペースでの初期費用ゼロ型等の自家消費型太陽光発電の促進    | ・太陽光パネルの設置(再掲)  |
| 庁舎や学校等の公共施設の新築・改修時の省エネ性能向上の推進          | ・省エネ性能を有した施設整備  |
| 地方自治体による住宅・建築物の省エネ性能向上の推進              | ・地域振興施設等のZEB・ZEH化(再掲)   |
| 建築物への木材利用の促進                           | ・木材の利用  |
| ゼロカーボン・ドライブ普及の基盤整備(充電設備等、特に公用車の電動化)    | ・EV/PHEV/FCV等の導入を推進(再掲)   |
| 公共交通機関の利用促進                            | ・公共交通結節点としての整備(高速バス、グリーンスローモビリティ等)<br>・MaaSの社会実装  |
| エネルギー企業の取組の推進                          | ・地域の再エネ電力の活用<br>・EV向け充電器や水素ステーションの設置の後押し  |
| 食品廃棄ゼロを目指す先行エリアの創出                     | ・期限が迫った災害用備蓄食品の配布(再掲)   |
| 太陽光パネル、蓄電池等の脱炭素設備機器の循環利用メカニズムの構築       | ・太陽光パネル等で使用した蓄電池等のリユース、リサイクル<br>・蓄電池等にリサイクル可能な材料を使用   |
| 広域的・効率的な下水道バイオマス等の有効利用による創エネ等の推進       | ・下水汚泥バイオマス等の利用促進  |
| 森林等の地域生態系の持つ炭素固定機能の強化                  | ・敷地内の植樹   |
| グリーンインフラやEco-DRR(生態系を活用した防災・減災)の地域への実装 | ・グリーンインフラ   |
| 上下水道施設の脱炭素化に向けた施設の更新・集約再編等             | ・省エネ型電気設備の導入や再エネ電源の導入により電力消費量の削減  |
| 過疎地域等におけるラストワンマイル配送の持続可能性の確保           | ・高速バスにて農産物の貨客混載<br>・コミュニティバスやデマンドタクシーとの連携   |
| 物流・人流を支える商用車等の電動化・脱炭素化                 | ・施工時の建設機械等の重量車の脱炭素化の推進<br>・グリーンスローモビリティの導入  |

出典) 地域脱炭素ロードマップ(国・地方脱炭素実現会議)、カーボンニュートラルに向けた道路分野の貢献について(国土交通省)



## 第9章 整備・管理運営手法



### 9.1. 「道の駅」の整備主体

「道の駅」の整備方法には、道路管理者と市町村等で整備する「一体型」と市町村で全て整備を行う「単独型」の2種類があります。全国の「道の駅」の整備手法の割合は、一体型が653駅（55%）、単独型が540駅（45%）（令和3年11月現在）となっています。

基本計画では、「道の駅」整備にあたっては、国土交通省との連携や市の財政状況を考慮して一体型での整備を想定としています。

### 9.2. 「道の駅」の整備・管理運営手法

#### (1) 想定される事業手法

「道の駅」の整備・管理運営手法としては、市町村等が施設を整備し、市町村等で管理運営する「公設公営」方式と、市町村等で施設を整備し、民間が管理運営する「公設民営」方式、民間が施設を整備し、民間が管理運営を行う「民設民営」方式の3種類があります。

表 9-1 想定される事業手法

| 分類                                  | 事業手法                   | 概要   |
|-------------------------------------|------------------------|--|
| 公設公営<br>(従来方式)                      | 直営方式                   | <ul style="list-style-type: none"> <li>市において直接管理運営を行う方法。</li> <li>トイレの維持管理やレストラン・販売施設の運営等、施設毎に業務委託又はテナント方式をとる場合が多い。</li> </ul> |
| 公設民営<br>(設計・施工/<br>維持管理・運営<br>分離方式) | 指定管理者制度                | <ul style="list-style-type: none"> <li>施設全体の管理運営を公共的団体又は民間事業者等に委ねる方法。</li> <li>レストラン・販売施設はテナント方式による場合もある。</li> </ul>           |
|                                     | 第三セクター                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>国や地方公共団体（第一セクター）と民間事業者（第二セクター）との共同出資で設立された法人による運営を行う方法。</li> </ul>                      |
| 民設民営                                | PFI方式<br>(BOT方式・BTO方式) | <ul style="list-style-type: none"> <li>公共施設等の建設、運営、維持管理等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法。</li> </ul>                                |
|                                     | リース方式<br>(事業契約方式)      | <ul style="list-style-type: none"> <li>民間事業者による施設建設後、市に所有権を移転し、建設費・維持管理費を市が事業者에게 割賦返済する方式。</li> </ul>                          |
|                                     | DBO方式                  | <ul style="list-style-type: none"> <li>資金調達行政が行うが、設計、建設、長期運営まで一括して民間企業が行う手法。</li> <li>PFI方式に準じた方式。</li> </ul>                  |

(2) サンセット牛之浜景勝地「道の駅」の整備・管理運営手法

「道の駅」は、道路利用者の利便性の確保、地域住民の生活向上への寄与や地域活動支援など公益的な役割を担うとともに、特産品販売などの物販事業や飲食事業などの収益事業を通じ、地域の活性化を図る施設であり、「公益性」と「収益性」の両面を併せ持っています。

また、「道の駅」は集客施設であるため、顧客サービスやイベント企画等によるにぎわいの創出が求められます。

こうしたにぎわいの創出や安定的な収益性の確保、集客、販売、企画、サービス及び人材育成などの経営に関するノウハウは、民間が得意とするところであることから、サンセット牛之浜景勝地「道の駅」の整備・管理運営手法としては、整備コンセプト「みどこい溢れる南九州西岸を楽しみ、元気になり地域がつながる道の駅」の実現と運営に関して民間ノウハウを導入することを目的とし、民間が管理運営を行う「公設民営」方式や「民設民営」方式を中心に検討を進めていきます。

なお、「公設民営」方式及び「民設民営」方式の導入においては、災害時にも柔軟に対応できるように配慮し、検討を行います。

表 9-2 事業手法のメリット・デメリット

| 事業手法                                |                             | メリット  | デメリット  |
|-------------------------------------|-----------------------------|---|--|
| 公設公営<br>(従来方式)                      | 直営方式                        | <ul style="list-style-type: none"> <li>・公共目的が直接反映できる。</li> <li>・一定の質のサービスが期待でき、公平性・継続性が担保される。</li> <li>・行政施策との連携が図りやすい。</li> </ul>                                      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・収益施設の運営ノウハウがないため、道の駅の総合的な管理運営が困難となる。</li> <li>・予算執行の面で、柔軟な対応ができない場合がある。</li> </ul>                               |
| 公設民営<br>(設計・施工／維持管理・運営分離方式)         | 第三セクター                      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・民間ノウハウを活かして、効果的、効率的な施設運営が期待される。</li> <li>・公的セクターであるため、信頼性が高く評価される。</li> <li>・従来の契約形態のため地元企業は参画しやすい。</li> </ul>                  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・官民の役割分担が不明確な場合、必要以上に資金負担が行政に発生する可能性がある。</li> </ul>   |
|                                     | 指定管理者制度<br><br>※既存の道の駅「阿久根」 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・民間ノウハウを活かして、効果的、効率的な施設運営が期待される。</li> <li>・指定管理期間を定め、PDCA サイクルを明確にすることで、サービス改善が図られる。</li> <li>・従来の契約形態のため地元企業は参画しやすい。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・短期間で指定管理者が交代した場合、ノウハウの蓄積を妨げるおそれがある。</li> <li>・施設の運営経費が十分に確保されない場合、利用者に対するサービス低下や地域の雇用に影響を与えることも懸念される。</li> </ul> |
| 民設民営<br>(設計・建設・運営・維持管理の包括的民間活力導入方式) | DBO 方式                      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・維持管理・運営を踏まえた施設整備が可能。</li> <li>・民間ノウハウを活かして、効果的、効率的な施設運営が期待される。</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・維持管理・運営段階での施設リスクは公共が負担する。</li> <li>・事業化に時間を要する。</li> </ul>   |
|                                     | リース方式<br>(事業契約方式)           | <ul style="list-style-type: none"> <li>・維持管理・運営を踏まえた施設整備が可能。</li> <li>・民間ノウハウを活かして、効果的、効率的な施設運営が期待される。</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・維持管理・運営段階での施設リスクは公共が負担する。</li> <li>・事業化に時間を要する。</li> </ul>   |
|                                     | PFI 方式<br>BTO 方式<br>BOT 方式  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・維持管理・運営を踏まえた施設整備が可能。</li> <li>・民間ノウハウを活かして、効果的、効率的な施設運営が期待される。</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・SPC 組成等の手間や管理費が発生する。</li> <li>・事業化に時間を要する。</li> </ul>  |

## 第10章 概算事業費等



### 10.1. 概算事業費

#### (1) 概算事業費

前述の機能及び施設規模を想定した場合、サンセット牛之浜景勝地「道の駅」の概算整備費は約29.8億円と想定されます。

なお、概算事業費については、現段階における想定であり、今後の国等関係機関との協議や基本設計等の検討・調整により変更となる可能性があります。

表 10—1 概算事業費

| 区分     | 主な工種                 | 金額（諸経費込）     |
|--------|----------------------|--------------|
| 用地取得費  |                      | 42,000 千円    |
| 調査・設計費 | 測量、地質調査、建築設計、土木設計    | 233,600 千円   |
| 造成工事   |                      | 857,600 千円   |
| 建築工事   | 地域振興施設、トイレ・情報発信・休憩施設 | 1,179,000 千円 |
| 土木工事   | 緑地、外構、駐車場、調整池など      | 632,500 千円   |
| 防災設備工事 | 自家発電施設、汚水ピット、防災倉庫など  | 53,300 千円    |
|        | 計                    | 2,998,000 千円 |

このほか温浴施設を整備する場合は、上記に加え、10.6億円（概算）の追加費用が想定されます。

#### (2) 活用が考えられる補助金

活用が考えられる補助金は以下のとおりです。今後、阿久根市の直接的な負担額が可能な限り抑制できる適切な支援メニューの活用を検討・調整していきます。

表 10—2 「道の駅」に関する取組に活用可能な制度

| 適用施設         | 制度名  | 省庁    |
|--------------|--|-------|
| 農林水産物直売・物産施設 | 地方創生拠点整備交付金  | 内閣府   |
|              | 農山漁村振興交付金（農山漁村活性化整備対策）                                       | 農林水産省 |
|              | 食料産業・6次産業化交付金（加工・直売）   |       |
|              | 社会資本整備総合交付金（社会資本整備総合交付金事業）                                   | 国土交通省 |
|              | 電源立地地域対策交付金  | 経済産業省 |
| 加工施設         | 浜の活力再生・成長促進交付金   | 農林水産省 |
| EV充電設備       | 電気自動車・プラグインハイブリッド自動車の充電インフラ整備事業費補助金                          | 経済産業省 |
| 省エネ設備        | 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（設備の高効率化改修支援事業）                            | 環境省   |
|              | 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域の防災・減災と低炭素化を同時実現する自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業） |       |
| 無料Wi-Fi      | 公衆無線LAN環境整備支援事業  | 総務省   |
| インバウンド対応     | 訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業（「道の駅」インバウンド対応拠点化整備事業）                   | 観光庁   |

資料：「令和元年度重点「道の駅」の企画提案の募集について」（国土交通省）に加筆



## 第11章 整備イメージ



本道の駅の整備イメージ（イメージパース）を以下に示します。（※アクセス道路1路線の場合）  
なお、本整備イメージは現段階で想定したイメージであり、今後の検討により変わる可能性があります。

### ■道の駅の全景イメージ



### ■展望テラスのイメージ（海への眺望）

